

## 2 障がいのある人等の状況

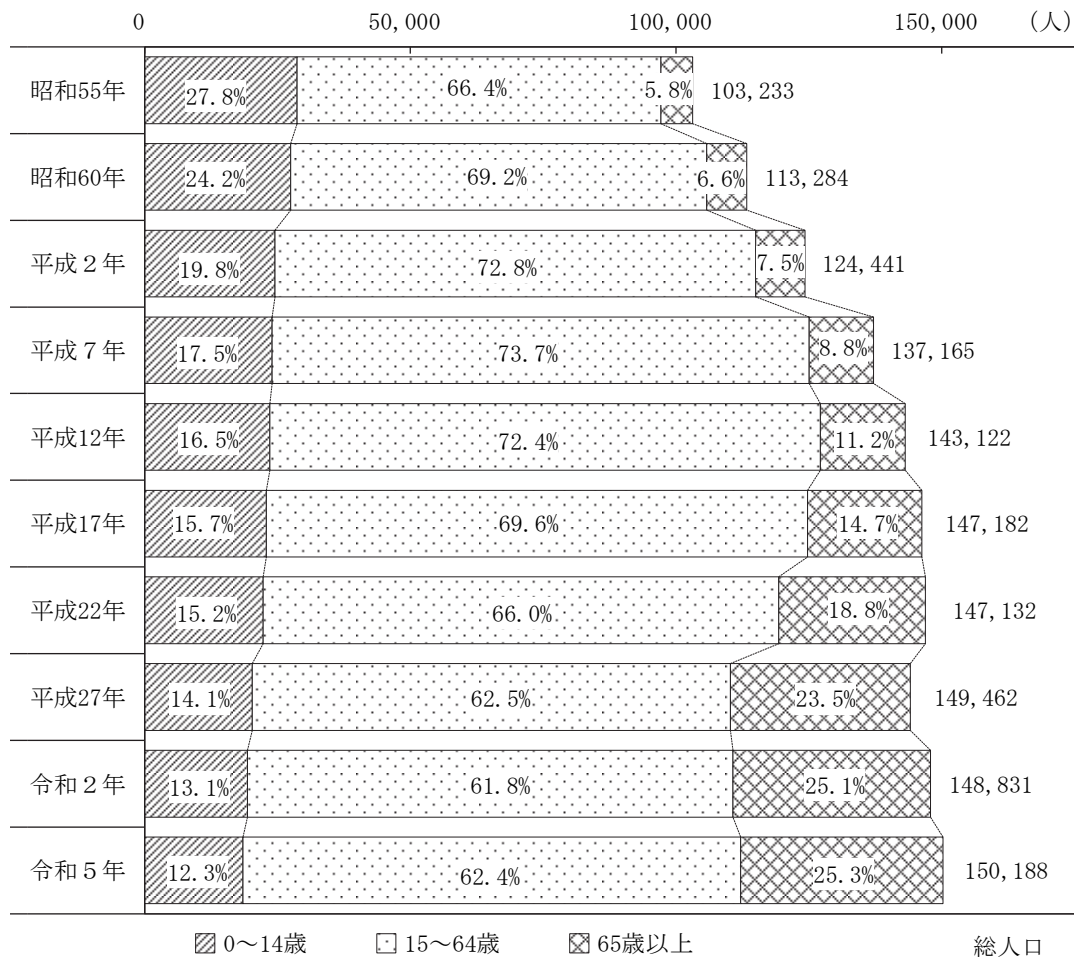
### 1 小牧市の概要

#### (1) 人口の推移

令和5年4月1日現在の総人口は150,188人です。年齢三区分別の割合は、0～14歳が12.3%、15～64歳が62.4%、65歳以上が25.3%となっています。

年齢三区分別の推移をみると、65歳以上の人口割合が増加し、0～14歳の人口割合が減少しています。昭和55年には0～14歳が65歳以上の約4.8倍であったものが、平成22年には逆転し、令和5年には65歳以上が0～14歳の約2.1倍となっています。

図表2-1 年齢三区分別人口の推移



(注) 1 平成2年から令和2年までの総人口は年齢不詳を含みます。

2 人口割合は、端数処理により100.0%にならない場合があります。

資料：令和2年までは「国勢調査」、令和5年は4月1日現在の「住民基本台帳人口」。

## (2) 障がいのある人の全体数

令和5年4月1日現在、障害者手帳を所持している人は、身体障害者手帳所持者が4,322人、療育手帳所持者が1,301人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,617人、合計7,240人となっています。複数の手帳をもつ人がおり、合計が単純に障がいのある人の数とはなりません。概ね市民の4.8%が何らかの障がいを有していることとなります。

年齢別にみると、65歳以上が3,412人で、全体の47.1%を占めています。特に身体障がいのある人では、65歳以上が3,073人、71.1%となっています（図表2-2）。

図表2-2 障がいのある人（障害者手帳所持者）の全体数

単位：人

区 分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	総人口に占める割合
身体障がいのある人	88	208	953	3,073	4,322	2.9%
知的障がいのある人	435	529	287	50	1,301	0.9%
精神障がいのある人	82	464	782	289	1,617	1.1%
計	605	1,201	2,022	3,412	7,240	4.8%

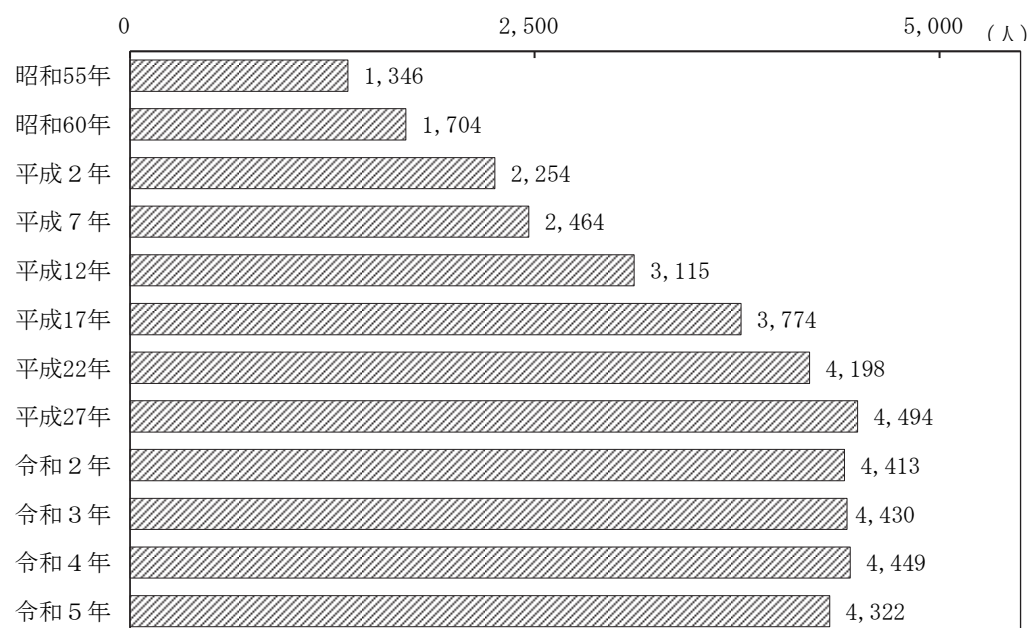
(注) 令和5年4月1日現在

## 2 障がいの種類別の状況

### (1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳の所持者数は平成27年までは増加を続けていきましたが、その後は4,400人台で推移し、令和5年4月1日には4,322人となっています（図表2-3）。

図表2-3 身体障害者手帳所持者数の推移



(注) 各年4月1日現在

年齢別にみると、65歳以上が71.1%を占めています。平成26年と比べると、65歳以上の割合は上昇しており、身体障がい者の高齢化が進んでいることがわかります（図表2-4。）

身体障がいの種類別にみると、令和5年4月1日現在では肢体不自由が50.9%と最も高くなっています。ただし、肢体不自由の割合は低下傾向にあり、内部障がいが増加し、37.2%となっています（図表2-5）

図表2-4 年齢別身体障害者手帳所持者数（年齢別）

単位：人（%）

区 分		0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合 計
平成26年	人 数	102	255	1,142	2,971	4,470
	割 合	(2.3)	(5.7)	(25.5)	(66.5)	(100)
平成29年	人 数	112	235	1,074	3,013	4,434
	割 合	(2.5)	(5.3)	(24.2)	(68.0)	(100)
令和2年	人 数	108	225	960	3,123	4,412
	割 合	(2.4)	(5.1)	(21.8)	(70.8)	(100)
令和5年	人 数	88	208	953	3,073	4,322
	割 合	(2.0)	(4.8)	(22.0)	(71.1)	(100)

(注) 各年4月1日現在

図表2-5 身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別）の推移

単位：人（%）

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数 (a)	4,434 (100)	4,413 (100)	4,391 (100)	4,413 (100)	4,430 (100)	4,449 (100)	4,322 (100)
視 覚 障 がい (b) 割 合 (b)／(a)	214 (4.8)	212 (4.8)	217 (4.9)	213 (4.8)	226 (5.1)	218 (4.9)	226 (5.2)
聴 覚 障 がい (c) 割 合 (c)／(a)	244 (5.5)	243 (5.5)	236 (5.4)	239 (5.4)	238 (5.4)	234 (5.3)	234 (5.4)
音 声 ・ 言 語 障 がい (d) 割 合 (d)／(a)	66 (1.5)	59 (1.3)	54 (1.2)	54 (1.2)	55 (1.2)	57 (1.3)	58 (1.3)
肢 体 不 自 由 (e) 割 合 (e)／(a)	2,470 (55.7)	2,429 (55.0)	2,397 (54.6)	2,384 (54.0)	2,339 (52.8)	2,330 (52.4)	2,198 (50.9)
内 部 障 がい (f) 割 合 (f)／(a)	1,440 (32.5)	1,470 (33.3)	1,487 (33.9)	1,523 (34.5)	1,572 (35.5)	1,610 (36.2)	1,606 (37.2)

障害等級別にみると、1級が1,192人（27.6%）と最も多く、次いで、3級、4級の順となっています。平成22年と比べると、4級が160人、3.1ポイントと最も増加しています。

令和5年の身体障がいの種類別にみると、1級の割合が最も高いのは内部障がいで43.9%を占めています（図表2-6）。

図表2-6 身体障害者手帳所持者数（障害等級別）の推移

単位：人

区分	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成22年	4,198 (100)	1,131 (26.9)	625 (14.9)	1,102 (26.3)	894 (21.3)	283 (6.7)	163 (3.9)
平成27年	4,494 (100)	1,169 (26.0)	616 (13.7)	1,109 (24.7)	1,127 (25.0)	281 (6.3)	192 (4.3)
令和2年	4,413 (100)	1,194 (27.1)	601 (13.6)	1,063 (24.1)	1,091 (24.7)	274 (6.2)	190 (4.3)
令和3年	4,430 (100)	1,200 (27.1)	609 (13.7)	1,077 (24.3)	1,079 (24.4)	271 (6.1)	194 (4.4)
令和4年	4,449 (100)	1,191 (26.8)	623 (14.0)	1,096 (24.6)	1,083 (24.3)	263 (5.9)	193 (4.3)
令和5年	4,322 (100)	1,192 (27.6)	544 (12.6)	1,086 (25.1)	1,054 (24.4)	256 (5.9)	190 (4.4)
視覚障がい	226 (100)	75 (33.2)	86 (38.1)	16 (7.1)	17 (7.5)	26 (11.5)	6 (2.7)
聴覚障がい	234 (100)	7 (3.0)	54 (23.3)	37 (15.9)	42 (18.1)	2 (0.9)	92 (39.7)
音声・言語障がい	58 (100)	0 (0)	7 (12.1)	36 (62.1)	15 (25.9)		
肢体不自由	2,198 (100)	405 (18.4)	369 (16.8)	581 (26.4)	523 (23.8)	228 (10.4)	92 (4.2)
内部障がい	1,606 (100)	705 (43.9)	28 (1.7)	416 (25.9)	457 (28.5)		

年齢別にみると、全般的に65歳以上が多く、内部障がいでは1,243人、77.4%を占めています。特に、人工肛門・人工膀胱の増設やペースメーカーの植え込みなどによる、心臓機能、ぼうこう・直腸機能では83～84%と非常に高くなっています。

図表2-7 身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別・年齢別）

単位：人、（%）

区 分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合 計
視覚障がい	2	12	54	158	226
聴覚平衡機能障がい	6	15	38	175	234
聴覚	6	15	36	175	232
平衡機能	0	0	2	0	2
音声言語そしゃく機能障がい	2	3	13	40	58
肢体不自由	66	132	543	1,457	2,198
上肢	17	32	188	403	640
下肢	5	24	177	680	886
体幹	44	72	176	373	665
運動機能	0	4	2	1	7
内部障がい	12	46	305	1,243	1,606
心臓機能	10	26	94	647	777
じん臓機能	0	7	147	341	495
呼吸器機能	0	2	7	37	46
ぼうこう・直腸機能	0	1	39	213	253
小腸機能	0	1	3	0	4
免疫	0	8	12	4	24
肝機能	2	1	3	1	7
合 計	88 (2.0)	208 (4.8)	953 (22.0)	3,073 (71.1)	4,322 (100)

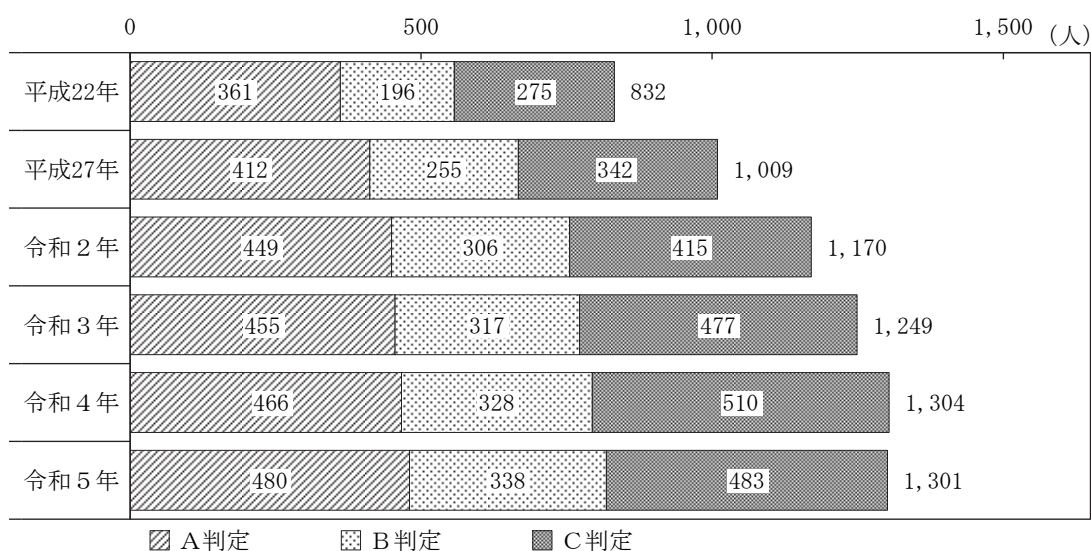
(注) 令和5年4月1日現在

## (2) 療育手帳所持者

平成22年以降の本市の療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年4月1日現在1,301人です。障がいの程度別にみると、A判定が480人、B判定が338人、C判定が483人です。平成22年と比べると、C判定が208人、75.6ポイントの大幅な増加となっています（図表2-8）。

年齢別にみると、18～39歳が529人と最も多く、次いで0～17歳の435人となっています。両者を合わせた40歳未満が964人であり、全体の74.1%を占めています。性別では、男性が女性より多く、62.0%を占めています（図表2-9）。

図表2-8 療育手帳所持者数（障がいの程度別）の推移



(注) 各年4月1日現在

図表2-9 療育手帳所持者数（性別・年齢別・障がいの程度別）

単位：人、（%）

区分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A判定	78	45	128	80	66	62	9	12	281	199	480(36.9)
B判定	56	26	80	50	54	47	11	14	201	137	338(26.0)
C判定	157	73	126	60	38	20	4	0	325	158	483(37.1)
合計	291	144	334	195	158	129	24	26	807 (62.0)	494 (35.0)	1,301 (100)
	435 (33.4)		529 (40.7)		287 (22.1)		50 (3.8)				

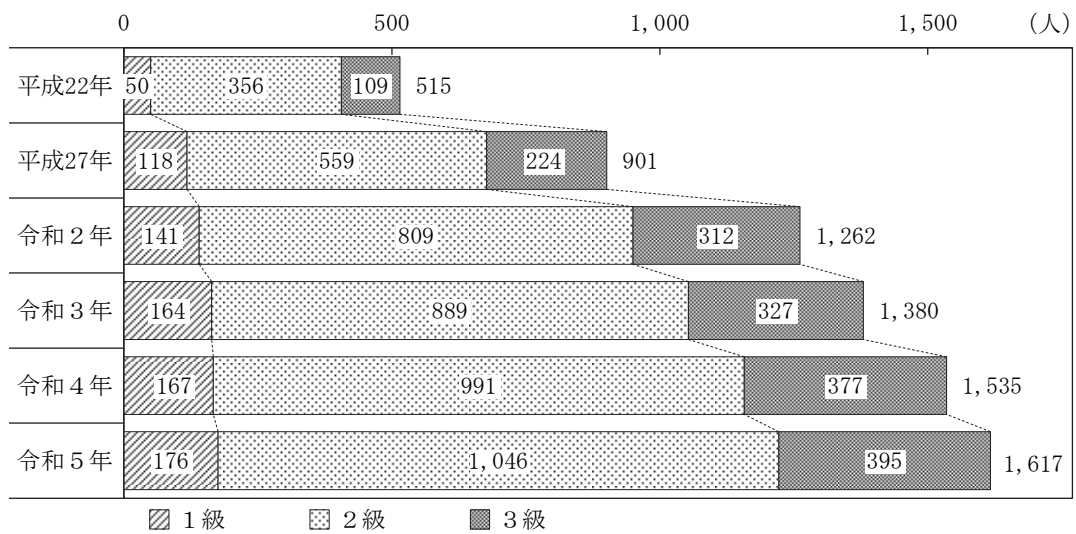
注) 令和5年4月1日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

令和5年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は1,617人です。障害等級は重度から1級、2級、3級となっており、2級が1,046人と最も多く、全体の64.7%を占めています。平成22年以降増加を続けており、平成22年に比べて1,102人、214.0ポイントの大幅な増加となっています（図表2-10）。

年齢別にみると、40～64歳が782人（48.4%）と最も多くなっています。性別では、0～17歳は男性の方が多く、18歳以上は女性が多く、全体では女性が男性を107人上回っています（図表2-11）。

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害等級別）の推移



（注）各年4月1日現在

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者数（性別・年齢別・障害等級別）

単位：人、（%）

区分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1級	1	0	16	7	20	24	35	73	72	104	176(10.9)
2級	37	22	140	160	232	292	64	99	473	573	1,046(64.7)
3級	18	4	67	74	116	98	9	9	210	185	395(24.4)
計	56	26	223	241	368	414	108	181	755	862	1,617
	82 (5.1)		464 (28.7)		782 (48.4)		289 (17.9)		(46.7)	(53.3)	(100)

（注）令和5年4月1日現在

#### (4) 精神疾患分類別自立支援医療（精神通院）所持者

精神疾患分類別自立支援医療（精神通院）受給者数は令和5年4月1日現在、3,112人となっており、「気分障害」「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」が多くなっています。令和2年に比べて920人、42.0ポイント増加となっており、疾患分類別にみて最も増加したのは、人数では「気分障害」の400人増、割合では「症状性を含む器質性精神障害」の101.5ポイント増となっています（図表2-12）。

図表2-12 精神疾患分類別自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人

ICD-10コード	名 称	令和2年	令和5年
F 0	症状性を含む器質性精神障害	68	137
F 1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	22	29
F 2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	439	503
F 3	気分障害	948	1,348
F 4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	282	412
F 5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	10	12
F 6	成人の人格及び行動の障害	10	16
F 7	精神遅滞	16	28
F 8	心理的発達の障害	141	264
F 9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	94	159
G40	てんかん	125	40
F 99	その他の精神障害	37	164
合 計		2,192	3,112

(注) 各年4月1日現在

ICD-10コード：世界保健機関（WHO）が定めた国際疾病分類



### 3 難病患者

平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。障害者総合支援法における難病等の範囲は、令和3年11月1日から366疾病となっています。また、児童の慢性疾病については、小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、現在16疾患群788疾病がその対象として認定されています。

本市における令和5年4月1日の指定難病認定者は917人となっており、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病が多くなっています。また、小児慢性特定疾病児童数は132人です。

図表2-13 指定難病認定者数および小児慢性特定疾病児童数の推移

単位：人

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病認定者数	915	757	764	820	926	874	917
小児慢性特定疾病児童数	99	128	128	127	150	148	132

(注) 各年4月1日現在

図表2-14 指定難病認定者数

単位：人

指定難病名	人数	指定難病名	人数
潰瘍性大腸炎	133	特発性血小板減少性紫斑病	23
パーキンソン病	104	シェーグレン症候群	21
全身性エリテマトーデス	60	突発性間質性肺炎	15
クローン病	58	網膜色素変性症	14
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	35	突発性大腿骨頭壊死症	12
多発性硬化症/視神経脊髄炎	28	IgA腎症	10
後縦靭帯骨化症	27	サルコイドーシス	10
重症筋無力症	27	顕微鏡的多発性血管炎	9
全身性強皮症	26	原発性胆汁性胆管炎	1

(注) 該当のある上位18疾病のみ記載、令和5年4月1日現在

図表2-15 小児慢性特定疾病児童数

単位：人

疾患群	人数	疾患群	人数
悪性新生物	15	血液疾患	2
慢性腎疾患	7	免疫疾患	1
慢性呼吸器疾患	4	神経・筋疾患	12
慢性心疾患	21	慢性消化器疾患	14
内分泌疾患	29	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	4
膠原病	6	皮膚疾患群	1
糖尿病	16	骨系統疾患	0
先天性代謝異常	0	脈管系疾患	0

(注) 令和5年4月1日

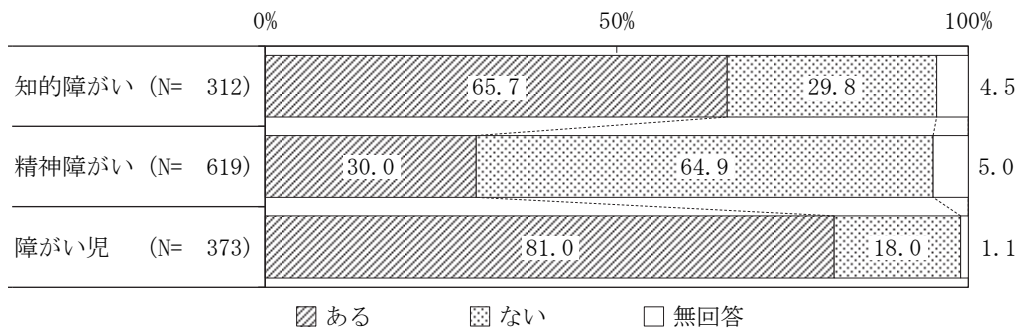
## 4 発達障がい

発達障害者支援法において、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発病するもの（政令で定める）と定義されています。

本市のアンケート調査において、「発達障がいと診断されたことがある」と回答した障がい児（手帳不所持の障害児通所支援等利用児童を含む）は81.0%であり、診断名は自閉症が40.7%と最も高くなっています（図表2-16・図表2-17）。

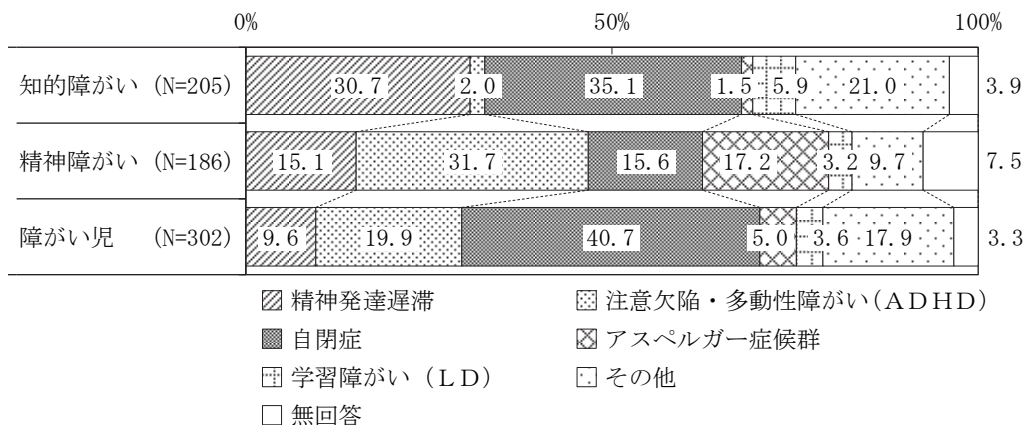
なお、公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団として、文部科学省が令和4年に行った「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」によると、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は8.8%（平成24年調査では6.5%）となっています（なお、この調査結果は発達障がいのある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合を示すものであるとしています）。

図表2-16 発達障がいと診断されたこと



資料：「第4次小牧市障がい者計画・第7期小牧市障がい福祉計画・第3期障害児福祉計画アンケート結果報告書」令和4年度

図表2-17 発達障がいの診断名



資料：図表2-16と同じ。

## 5 障害支援区分

### (1) 障害支援区分の認定者

障害者総合支援法による障害福祉サービスを利用するためには、原則として障害支援区分認定を受けることが必要です。障害支援区分とは、障がいの特徴や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを示すもので、面接による調査等を経て、市町村審査会による審査及び判定により認定されます。区分は1から6まであり、区分6が最も支援の必要性が高いことを示しています。

令和5年4月1日現在、障害支援区分認定を受けている人は864人です。障がい別にみると、知的障がい者の認定が最も多くなっています。区分別では、区分6が最も多く234人となっています。

平成29年と比べると、全体の認定数は272人、45.9ポイント増加しています。特に精神障がい者は、人数では125人、割合では119.0ポイントの大幅な増加となっています。

図表2-18 障害支援区分の認定結果

単位：人

区分		計	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成29年	身体	188	0	3	10	38	28	23	86
	知的	295	0	5	22	50	76	54	88
	精神	105	0	3	57	35	8	2	0
	難病	4	0	0	1	1	2	0	0
	合計	592	0	11	90	124	114	79	174
令和2年	身体	231	0	7	13	38	34	41	98
	知的	321	0	6	22	67	75	60	91
	精神	165	0	4	81	57	18	2	3
	難病	3	0	0	1	1	0	0	1
	合計	720	0	17	117	163	127	103	193
令和5年	身体	273	0	6	23	39	37	35	133
	知的	357	0	2	25	65	96	78	91
	精神	230	0	8	99	78	30	5	10
	難病	4	0	0	2	1	1	0	0
	合計	864	0	16	149	183	164	118	234

(注) 各年4月1日現在

## (2) 障害福祉サービス等支給決定者

障害福祉サービスの支給決定者は増加傾向にあり、令和5年度の支給決定者は1,282人です。

障害児通所支援支給決定者は、令和5年度は682人となっています。毎年度増加を続けており、これは主に児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する児童が増加したことによるものです（図表2-19）。

図表2-19 障害福祉サービス等支給決定者の推移

単位：人

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス	735	823	841	1,047	1,128	1,211	1,282
障害児通所支援	312	416	451	542	557	648	682

(注) 各年4月1日現在